

みえ人口減少対策連携会議設置要綱

(目的)

第1条 三重県の人口減少対策にかかる様々な課題に、総合的に対応するため、みえ人口減少対策連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議の所掌に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 人口減少対策にかかる意見調整、情報共有、調査研究に関すること。
- (2) 人口減少対策の具体的な施策、県と市町の共同連携事業の検討、実施に関すること。

(連携会議の構成)

第3条 連携会議は、県政策企画部人口減少対策課長、子ども・福祉部少子化対策課長、地域連携・交通部移住促進課長、雇用経済部雇用対策課長、市町の人口減少対策担当課（室）長により構成する。なお、県政策企画部人口減少対策課長は、必要に応じて教育担当等、人口減少対策に関係する県と市町の課（室）長を構成員とすることができるものとする。

(連携会議の運営)

第4条 連携会議は、県政策企画部人口減少対策課長が必要に応じて招集し、その議事を進める。

- 2 県政策企画部人口減少対策課長が必要と認めるときは、地域別、テーマ別での連携会議を開催できるものとし、また、必要に応じて構成員以外の者に連携会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができるものとする。

(事務局)

第5条 連携会議の事務局は、県政策企画部人口減少対策課に設置する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。